

○長崎県市町村職員共済組合地方公共団体短期貸付規則

〔 昭和48年3月9日
規則第25号 〕

改正

昭和50年 3月14日規則第 34号 平成19年 4月 5日規則第145号
令和 元年 6月25日規則第175号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第16条第1項第2号の規定に基づき、地方公共団体等の一時借入に対する資金の貸付けに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(借受団体及び要件)

第2条 この規則の適用を受けるものは、長崎県市町村職員共済組合定款（自治許第318号）別表に掲げる市町村及び市町村の一部事務組合（以下「借受団体」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 一時貸付金の償還見込みが確実であること。
- (2) 組合に払い込むべき掛金及び負担金を滞納していないこと。

第2章 貸付け

(貸付金の限度額)

第3条 貸付金の限度額は、全国市町村職員共済組合連合会と協議の上、組合の予算で定める金額の範囲内とする。

(貸付利率)

第4条 貸付金の利率は次のとおりとする。

- (1) 年3.2パーセントとし、貸し付けた日から返済の日までの期間について計算するものとする。
- (2) 貸付金の利息に端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(貸付けの申込み)

第5条 借受団体は、貸付けを受けるにあたっては短期借入申込書（別紙様式第1号）に所要の事項を記入し一時借入金の最高限度額に関する予算書の抜粋の写を理事長に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第6条 理事長は、前条による書類の提出を受けたときは遅滞なくこれを審査し、貸付けの可否を決定し、借受団体の貸付決定通知書（別紙様式第2号）を交付するものとする。

(貸付金の交付)

第7条 借受団体は、前条の貸付決定通知書の交付を受けたときは、借用証書（別紙様式第3号）を理事長に提出し貸付金の交付を受けるものとする。

- 2 組合から貸付金を受領したときは、領収書（別紙様式第4号）を提出しなければならない。

第3章 償還

（償還期間及び金額）

第8条 借受団体は、貸付を受けた日から1年以内に元金、利息を同時に償還するものとし、貸付のなされた日の属する年度内に償還が行なわなければならない。

- 2 借受団体は、前項の規定にかかわらず未償還元利金を一時に償還することができる。

- 3 借受団体は、元利金を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還した日までの期間について年8.25パーセントの割合で計算した延滞利息（その額が10円に満たないときを除く。）を支払わなければならない。

（償還の手続）

第9条 借受団体は、元利金の償還をするときは、償還金払込書（別紙様式第5号）により理事長に払い込むものとする。この場合において、償還すべき日が銀行休日にあたるときは、その前日をもって償還期日とする。

（即時償還）

第10条 理事長は、借受団体がこの規則に違反したときは、直ちに貸付を取消し、当該借受団体に対し、未償還元利金の即時償還を命じなければならない。

第4章 雑則

（細則）

第11条 この規則で定めるもののほか、貸付の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月14日規則第34号）

この規則は、公告の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月5日規則第145号）

- 1 この規則は、公告の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第4条第1号中「年3.2パーセント」とあるのは、平成19年度にあつては「年2.6パーセント」、平成20年度にあつては「年3.0パーセント」とする。

附 則（令和元年6月25日規則第175号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

別紙様式第1号

貸付番号 第 号

地方公共団体貸付決定伺			
貸付金額	¥	局長	
貸付期間	自 年 月 日 至 年 月 日 (内据置 年)	課長	
貸付利率	年 %	課長補佐	
備考		主幹	
		取扱者	

年 月 日

長崎県市町村職員共済組合理事長 様

市長
町



貸付申込書

下記のとおり別紙関係書類を添えて申し込めます。

記

- 1 金 額
- 2 用 途
- 3 利 率 年 %
- 4 借入期日 年 月 日
- 5 償還方法及び期日 年 月 日
- 6 貸付金送金先 銀行 店

別紙様式第2号

地方公共団体短期貸付決定通知書

貸付番号	第 号	貸付期間	自	年	月	日
金額	円		至	年	月	日
償還方法	貸付期間満了日 元利一括払	利率				
<p>上記のとおり決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">市 長 様 町</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">長崎縣市町村職員共済組合 理事長 印</p>						

別紙様式第3号

地方公共団体短期貸付金借用証書

金 _____ 円 (¥)

上記の金額を下記の条件で借用しました。

については貸付条件を守り期日に相違なく償還いたします。

記

1 用 途

2 利 率 年 %

3 元利金支払 貸付期間満了日元利一括払
方法及び期日

4 元 利 金 の 銀 行 店
支 払 場 所

年 月 日

市 長 印
町

長崎縣市町村職員共済組合理事長 様

別紙様式第4号

地方公共団体短期貸付金領収書

金 _____ 円

ただし、地方公共団体短期貸付金として、

上記の金額を確かに領収いたしました。

長崎縣市町村職員共済組合理事長 様

年 月 日

市
町
会計管理者

印

別紙様式第5号

地方公共団体短期貸付償還金払込書

(預託金管理経理) <div style="border: 1px solid black; width: 200px; margin: 10px auto; display: flex; justify-content: space-between; padding: 5px;"> 金 円 </div> ただし償還金内訳下記のとおり 長崎県市町村職員共済組合理事長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 市長 町長 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> </div>					
貸付 番号	件 名	償 還 額			未償還 元 金
		元 金	利 子	合 計	
合 計					
取扱店 収 納 日付印	取りま とめ店入金 日付印	摘 要	1 払込の際は、払込通知書（2枚1組）を払込金とともに最寄りの親和又は十八銀行本店に持参してください。 2 銀行では、金額欄の上部及び取扱店収納日付印欄へそれぞれ領収印及び日付印を押印し、所属所用は市役所又は役場へ返却し、共済組合用は長崎市内の取りまとめ店を経由し共済組合に届けられます。 3 以上の方法による送金に対しては、送金料は無料の取扱いをいたします。		

払込先

十八銀行本店（普通） 7 2 2 4 3 6
 親和銀行長崎支店（普通） 5 3 6 3 7 5 5

電 告